

平成30年度 第5回 常設審議委員会 次第

日時 平成30年8月22日(水) 13時30分～  
場所 札幌市 第二水産ビル 4階4F会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

- 1) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

- 1) 農地中間管理事業の見直しを巡る情勢について  
2) 平成30年度東北・北海道農業活性化フォーラム(東北・北海道地区農業委員会現地研究会)への参加状況と北海道農業会議の対応について  
3) 農地法等の改正を巡る情勢について  
4) その他

6 協 議

- 1) 平成31年度(2019年度)常設審議委員会開催日程の方針について  
2) その他

7 閉 会

次回 平成30年度第6回常設審議委員会は、  
**平成30年9月25日(火曜日)開会時間は、13:30**です。  
場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。

【メモ】

# 国の農業政策に関する 提 案 書

平成30年 7 月  
北 海 道

- ◆ 土地改良区の業務運営の適正化と体制強化に対する支援
    - 改正土地改良法に即して土地改良区の業務運営の適正化と体制強化を推進するために必要な対策を講じること。
  - ◆ 北海道食料備蓄基地構想の実現に向けた施策の推進
    - 災害時にも食料が被災地に安定して供給されるよう、平時からバックアップ拠点として機能を発揮する力強い農業生産体制を確立するための施策を推進すること。
    - 雪冰冷熱等の再生可能エネルギーを活用した農産物の効率的な貯蔵を推進する取組などへの支援を充実すること。
  - ◆ 本道の実情に即した農地中間管理機構事業の推進
    - 高い農地集積率を達成している本道においては、円滑な農地等の継承対策を通じて担い手の再編強化が図られるよう、地域の農地等の権利調整機能を堅持しつつ、本道の実情に即した農地中間管理機構事業となるよう農地政策の充実・強化を図ること。
  - ◆ 地籍調査事業の着実な推進
    - 市町村の地籍調査実施要望が増加していることから、迅速かつ着実な事業の実施に向けて、地籍調査に必要な予算を確保すること。
  - ◆ 協同農業普及事業の拡充・強化
    - 協同農業普及事業の円滑な実施に向けて、協同普及事業交付金の予算の拡充と普及指導員資格試験の運用の見直しを行うこと。
  - ◆ 農村地域の超高速ブロードバンド基盤の整備
    - 本道の農村地域が有する広域分散型の地域特性を踏まえ、農業基盤としての超高速ブロードバンド環境の構築及び維持・修繕に対する新たな支援制度を創設すること。
- (6) 活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり
- ◆ 直接支払に係る予算の確保と地方財政措置の充実
    - 多面的機能支払交付金に関する制度の充実・強化と必要な予算の確保及び地方財政措置の充実を図ること。
    - 中山間地域等直接支払交付金に必要な予算の確保と地方財政措置の充実を図ること。
    - 環境保全型農業直接支払に必要な予算の確保と地方財政措置の充実を図ること。
  - ◆ アイヌ農林漁業対策事業の推進
    - アイヌ農林漁家の経営改善と経済的地位の向上を図るため、アイヌ農林漁家数の動向など地域の実情を踏まえたアイヌ農林漁業対策事業の充実と必要な予算を確保すること。

# 本道の実情に即した農地中間管理事業等による農地の円滑な継承対策の推進

平成30年8月22日現在  
北海道農政部農業経営課

高い農地集積率と広大な農地面積を有する本道においては、農地集積率の向上はもとより、これを維持しつつ、集約化を図っていくことが極めて重要であり、そのためには、①地域における農地の権利調整機能を活用しつつ、②今後とも「担い手から担い手」への農地の権利移動(継承)対策を円滑かつ確実に進めるとともに、③農地の賃借(利用権)と所有権を両輪とした農業者等のニーズに即した農地の継承対策を推進することが必要である。

## I 本道農業の現状

### 1. 農家戸数は減少、高齢化が進行

区分	S60	H7	H17	H27	H29
販売農家戸数	100,123	73,588	51,990	38,086	36,300
65歳以上割合	10.20%	19.40%	30.80%	35.10%	37.00%

\*農水省「農業センサス」「農業構造動態調査」

### 2. 減少する耕地面積と戸あたり経営面積の増

区分	H2	H29
耕地面積	120.9万ha	114.5万ha
戸あたりの経営面積	19.8 ha	28.2 ha

### 3. 賃借が近年増加する一方で、一定の割合を維持する所有権移転

区分	S60	H7	H17	H27	H29	
						(ha)
北海道	流動化面積①	62,260	46,984	65,849	81,688	
	うち売買②	12,166	7,361	13,202	15,825	
	うち賃借③	8,524	18,446	31,788	36,340	
売買の割合 ②/①	19.5%	15.7%	20.0%	19.4%		
府県	流動化面積①	151,705	94,960	97,584	182,721	
	うち売買②	26,330	13,563	12,190	8,860	
	うち賃借③	31,442	30,671	51,687	161,625	
売買の割合 ②/①	17.36%	14.28%	12.49%	4.85%		

\*農水省「農地権利移動調査」

### 4. 本道の農地集積率は9割(全国は55%)

区分	H17	H22	H28	H29
農地集積率	81.0%	88.0%	90.2%	90.6%
道	81.0%	88.0%	90.2%	90.6%
全国	38.5%	48.1%	54.0%	55.2%

\*農水省「担い手の農地利用状況調査」

## II 特徴的な地域の農地権利移動の仕組みの活用状況

### ■特例事業(農地売買等事業)買入実績 (ha)

区分	H26	H27	H28	利用率
都府県	1,076	1,209	1,318	16.1%
北海道	6,302	6,567	5,909	83.9%

### ■機構事業による新規集積面積 (ha)

区分	新規集積面積		
	H26	H27	H28
①中間管理事業	279	642	343
②売買等事業	915	653	1,010

### ■機構事業による団地面積の拡大率 (ha)

区分	事業導入前	事業導入後	拡大率
①中間管理事業	8.44	9.22	109.2%
②売買等事業	11.07	11.97	108.1%

※道農業経営課調べ

### ■農地利用円滑化事業実績 (H28.3末)

◇団体数 163(うちH29実績あり 33)

◇実績面積 2,559ha(全国シェア14.5%)

※地域の活動事例については、別添のとおり

## III 地域からの主な意見等

- ① 離農や高齢化、担い手不足により農地の確保や集積率の維持に懸念
- ② 地域における農地の権利移動の仕組みの堅持
- ③ 本道の実情に即した「受け手」や「地域」に対する協力金の仕組みの創設
- ④ 地域が活用しやすい農地中間管理事業とするための業務の簡素化・効率化
- ⑤ 農地中間管理事業による当面受け手のない農地の引き受け等の取り組み等に期待

## IV 対応(本道の実情に即した農地の円滑な継承)

### ■地域における農地の権利調整機能の堅持

- 農地の権利移動の大宗を担っている地域における農地の権利移動の仕組みについては堅持することが必要。

### ■農地中間管理機構事業の見直し

#### 1. 機構集積協力金の交付要件等の見直し

- (1) 都道府県に対する協力金の配分にあたり、「新規集積面積」のみならず、集積率の程度に応じて、「担い手から担い手」へ権利移動の一定割合を配分基礎に算入することが必要。
- (2) これまでの「出し手」中心の協力金配分を、「受け手」中心の配分に改めることが必要。
- (3) 農地面積の大きい1筆の農地についても、一定の要件のもとに耕作者集積協力金の配分を行うことが必要。

#### 2. 賃借と売買を両輪とした一体的な施策の推進

- 農地の円滑な継承を推進するためには、本道の農地の権利移動の特徴である「賃借→売買」を円滑に行えるよう、農地中間管理事業から農地売買等事業への移行がスムーズになるような仕組みとすることが必要。

※ 10年間の貸付期間中に賃借の解約が行われ、農地売買等事業に乗り換える場合は協力金返還を免除。

#### 3. 農地売買等事業を活用した農地の円滑な継承の推進

- 農地売買等事業は農地中間管理事業と同様に担い手への農地の集積・集約化に大きな効果があるため、農地売買等事業についても新たな交付金を措置し、農地の受け手となる農業経営体の育成を支援する仕組みが必要。

#### 4. 農地中間管理機構業務の簡素化・効率化

- 他の農地の権利移動の仕組みに比べ、手続きに時間を要することや提出様式等も複雑であることから、これらを簡素化するとともに、農地利用配分計画の知事認可権を市町村に移譲するなど効率化を図ることが必要。

平成30年 8 月 日

農地中間管理機構事業を巡る北海道と農業会議、  
農地中間管理機構の連携に係る活動方針（案）

北 海 道  
北海道農業委員会ネットワーク機構  
北海道農地中間管理機構

## 1. 統一活動方針

北海道（以下、「道」という。）と北海道農業委員会ネットワーク機構である北海道農業会議（以下、「農業会議」という。）及び農地中間管理機構である北海道農業公社（以下、「機構」という。）の3者は、本道の高齢化や担い手不足に対応し、本道のすべての農業者が農業や農地の出し手であり、受け手であるとの考え方のもとに、担い手の再編強化を通じて農地等の円滑な継承対策を推進するとともに、地域及び相互の役割分担と連携のもとに、次の活動方針に基づき、農地中間管理機構事業（以下、「事業」という。）の有効活用を進めるものとする。

- 1 道は、振興局等、農業会議、機構と連携の上、高齢化や担い手不足に対応して、地域の将来の農業像を議論する地域の話し合いを一層促進するとともに、地域の優良な取り組みなどをできる限り横展開し、機構事業の有効活用による本道の農地の集積・集約化に必要な業務の企画・立案等の総合調整機能を果たしていく。
- 2 農業会議は、道、機構と連携して、自らが実施している機構集積支援事業を活用した農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員等に対する研修活動などを通じて、各種の農地の権利移動の仕組みの特徴等や法人設立のノウハウ、農業委員会組織の役割等について更なる理解を進め、遊休農地等の解消や所有者不明等の農地の利活用等に向けた体制を整えるとともに、農業委員会が知り得た農地の権利関係の調整に係る各種情報を、必要に応じて機構職員に提供するなど、機構職員と農業委員会組織の情報交換等がスムーズに行われるよう努める。
- 3 機構は、本道における農地の権利移動の実態等を踏まえ、道、農業会議と連携して、農地集積率の低い地域や今後発生が懸念される大規模リタイア、所有者不明の農地等への対応に向けた体制整備に努めつつ、特に地域ぐるみでの農地の受け皿づくりなどに積極的に関与し、農地中間管理機構事業の効果を最大限に発揮するよう、機構職員と地元関係機関（市町村、農業委員会等）との協議調整を図りながら、事業の推進にあたる。

### 【 統一目標 】

担い手への集積率が90.6%(30年3月末現在)と極めて高く、また、遊休農地率も耕地面積の0.1%と低い本道においては、農業委員会組織全体としてのこれまでの活動の成果によるところが大きいことから、引き続きこれまで推進してきた市町村単位での農地の集積・集約化による農地の円滑な継承対策を推進する。

- 農地集積率の低い地域における集積率年間2%アップと現行集積率の維持

## 2. 実施する基本的な活動内容

- 道と農業会議、機構が連携し、北海道農政事務所の協力も得て、地域の人と農地に関する現状について市町村等との意見交換を行うとともに、事業の啓発が効果的であると認められる市町村等を選定し、キャラバンを実施（8月～11月）
- 上記情報交換等により得られた情報等を踏まえ、優良な取組事例等について、追加的なキャラバン等により、横展開を図る。（9月～12月）
- 道と農業会議、機構が連携し、機構主催による各種会議等を通じて、事業制度及び事業の有用性について啓発活動を行ってきている。また、特に今年度は農業会議が実施している機構集積支援事業を活用して行う農業委員会への研修活動等を通じて、農地中間管理事業のメリットや有用性、農地中間管理事業における農業委員会及び機構の役割等について、更なる理解を進める。

### 【対象となる研修会】

- 全道農業委員会事務局長研修会の開催
  - 地区別農業委員等研修会の開催
- 基盤整備重点区域における事業の推進を図るため、基盤整備所管部署及び農業委員会台帳システムと連携し、重点区域内の農家のうち、農地の権利関係の終期が近い農家に対して、個別に事業の有用性やメリットに関する啓発活動を実施し、事業への取り込み強化を図る。（4月～）
  - 道と農業会議、機構が連携し、実証地区などを設定しながら、近い将来受け手が見込まれる農地の具体的な引受農地の要件（受け手要件ではない）を整理しつつ、今後の所有者不明農地や遊休農地のうち農地として利活用すべき農地の引き受けモデルを構築し、条件整備を要するなどの農地を多数抱える地域への対応強化を図る。  
（～H31予定）

平成30年度「東北・北海道農業活性化フォーラム」(東北・北海道地区農業委員会活動現地研究会)への参加状況と北海道農業会議の対応について

平成30年8月22日  
第8回常設審議委員会

1 平成30年度「東北・北海道農業活性化フォーラム」(東北・北海道地区農業委員会活動現地研究会)の開催日程等

- 開催日時  
平成30年8月24日(金) 12:30~15:30(受け付け開始 11:30)
- 開催場所  
札幌コンベンションセンター大ホール(札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1)

2 道県別出席状況(主催者を除く)

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	計
農業委員	388	80	76	98	48	53	68	811
推進委員	5	18	33	48	15	24	9	152
事務局職員	99	20	19	15	10	10	23	196
計	492	118	128	161	73	87	100	1,159
農業委員会数	80	19	17	17	16	12	40	201

3 関係行事等への本会役職員の対応

- ① フォーラム主催団体担当者会議(8/23 14:30~)  
佐久間専務理事、担当職員が出席
- ② フォーラム主催団体会長事務局長会議(8/23 15:30~)  
多田会長、小林副会長、中谷副会長、佐久間専務理事、担当職員が出席
- ③ フォーラム関係者懇談会(8/23 18:00~)  
多田会長、小林副会長、中谷副会長、佐久間専務理事、担当職員が出席

4 フォーラム当日の対応

- ① 開会挨拶:北海道農業会議 多田会長
- ② フォーラムアピール:同 中谷副会長
- ③ 閉会挨拶:同 小林副会長

5 その他

フォーラム当日(8月24日)は、北海道農業会議の事務所を閉鎖し業務は行わない。  
(平成30年8月1日付け道農会議第148号により、市町村農業委員会宛通知済み)

別添 平成30年度「東北・北海道農業活性化フォーラム」(東北・北海道地区農業委員会活動現地研究会)開催要領(抜粋)

別添

平成30年度「東北・北海道農業活性化フォーラム」  
(東北・北海道地区農業委員会活動現地研究会)  
開催要領(抜粋)

平成30年7月  
一般社団法人北海道農業会議

1 趣 旨

平成30年度中には東北各県・北海道では全ての農業委員会が新体制に移行する。平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法に、農業委員会の主たる使命として位置付けられた「農地利用の最適化の推進」に向けた取り組みと成果を今後はより一層果たしていくことが各方面から期待されている。農業委員会活動の根幹である地域に根ざした担い手・農地対策を実践していくための方策を探るため、ここに東北・北海道農業活性化フォーラムを開催する。

2 主 催

(一社)青森県農業会議、(一社)岩手県農業会議、(一社)宮城県農業会議、  
(一社)秋田県農業会議、(一社)山形県農業会議、(一社)福島県農業会議、  
(一社)北海道農業会議

3 共 催

(一社)全国農業会議所

4 後 援

北海道、札幌市、全国農業新聞、全国農業図書

5 日 時

平成30年8月24日(金) 12:30~15:30

6 場 所

札幌コンベンションセンター  
札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1

7 参集範囲(予定)

東北・北海道地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会関係者等  
約1,500人

8 内 容

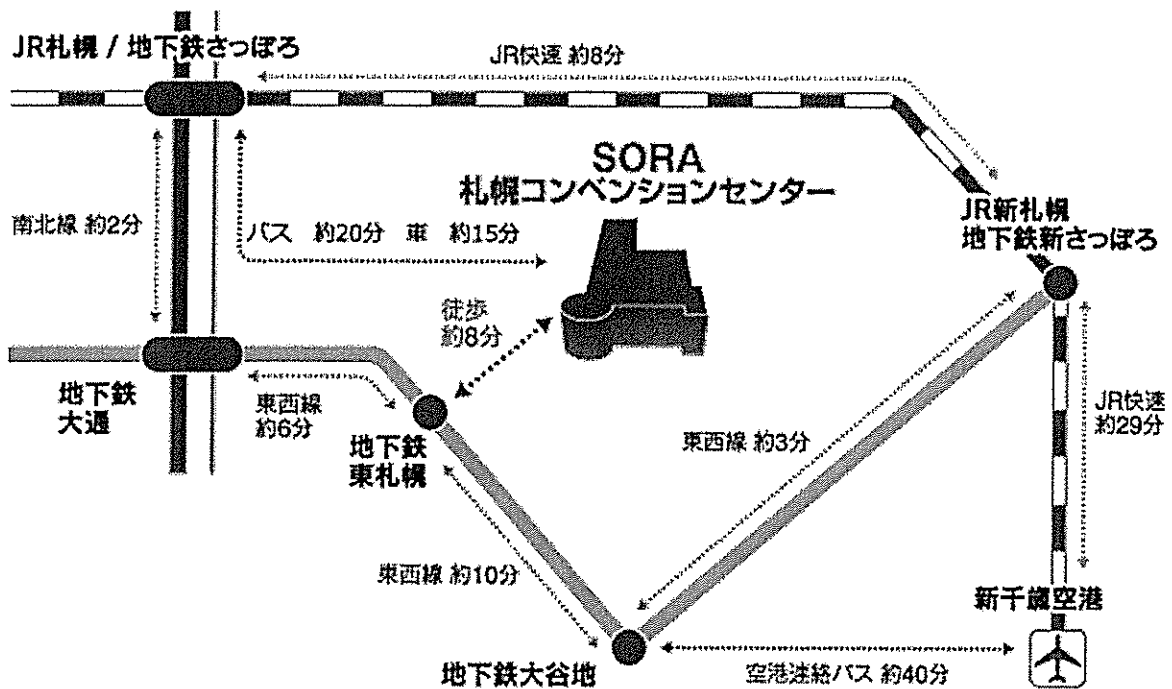
フォーラムのテーマである「未来を拓く担い手・農地対策の実践」の観点から、情勢報告、基調講演をいただくとともに、事例発表を行う。



## 9 日 程

- |               |                                |             |
|---------------|--------------------------------|-------------|
| (1) 受付        |                                | 11:30~12:30 |
| (2) 開会        |                                | 12:30       |
| (3) 挨拶・祝辞     |                                | 12:30~12:50 |
| ①主催者挨拶        | (一社) 北海道農業会議代表理事会長             |             |
| ②来賓祝辞         |                                |             |
| (4) 情勢報告      | (一社) 全国農業会議所 伊藤事務局長            | 12:50~13:10 |
| (5) 基調講演      |                                | 13:10~14:20 |
|               | テーマ:「スマート農業を活用した農地の有効利用について」   |             |
|               | 講師: 北海道大学大学院農学研究院 副研究院長 野口 伸 氏 |             |
| (6) 事例発表      |                                | 14:20~15:20 |
| ①岩手県          | 岩手町農業委員会 農地利用最適化推進委員 遠藤 美江子 氏  |             |
| ②宮城県          | 仙台市農業委員会 会長 佐々木 均 氏            |             |
| ③北海道          | きたみらい農業協同組合 考査役 船木 浩 氏         |             |
| (7) フォーラムアピール |                                | 15:20~15:25 |
|               | (一社) 北海道農業会議代表理事副会長            |             |
| (8) 閉会宣言      |                                | 15:25~15:30 |
|               | (一社) 北海道農業会議代表理事副会長            |             |
| (9) 閉会        |                                | 15:30       |

## 札幌コンベンションセンターまでの交通機関



## 農地法等の改正を巡る情勢について

平成 30 年 8 月 22 日  
第 5 回常設審議委員会

## 1 農地法等の一部改正について

「底面がコンクリート等で覆われた農作物の栽培施設を農地に設置する行為は、農地転用に該当しないこととする等の措置を講ずる」等を盛り込んだ農地法の改正を含む関連法律の改正については、本年 5 月 18 日に公布され、施行日は 6 月以内とされた。

改正法では、「農作物栽培高度化施設(農作物の栽培の効率化又は高度化を図るための施設であつて周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして農林水産省令で定めるもの)の設置に当たって、農地をコンクリート等で覆う行為を、農地転用に該当しないものとして取り扱えるよう、所要の規定の整備を行う」とされている。

改正後の法文(該当部分)

- ① 農地法：2 頁参照
- ② 農業振興地域整備法：3 頁参照

## 2 農作物栽培高度化施設の要件について

農地法第 4 3 条(第 2 項を含む)では、

- ・ 農林水産省令で定めるところにより農業委員会に届け出て農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリートその他これに類するもので覆う場合における農作物栽培高度化施設の用に供される当該農地については、当該農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして、この法律の規定を適用
- ・ 必要な読替えその他当該農地に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- ・ 「農作物栽培高度化施設」とは、農作物の栽培の用に供する施設であつて農作物の栽培の効率化又は高度化を図るためのもののうち周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものをいう

としている。

また、改正法公布後、農林水産省では、農作物栽培高度化施設について、

- ・ 農作物の栽培の用に供する施設(＝専ら農業の用に供するもの)
- ・ 周辺の農地に係る営農状兼に支障を生ずるおそれがないもの(＝周辺農地への日照の影響の観点から高さの制限を設けること等)

という考え方を示している。

## 3 今後の情勢について

農林水産省では、7 月 27 日に有識者による第 1 回目の検討会を開催した。

今後、第 2 回目の検討会、意見公募手続き(パブリックコメント)を経て、法施行日までに政令・省令が整備される見込みである。



# ハウス内の農地をコンクリート張りした場合における取扱い

【農業振興地域の整備に関する法律】

新	旧
<p>(農用地区域内における開発行為の制限)  <b>第15条の2</b>            農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りではない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><b>四 農地法第2条第1項に規定する農地を同法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為</b></p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p><b>八～十一 (略)</b></p>	<p>(農用地区域内における開発行為の制限)  <b>第15条の2</b>            農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りではない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>三の二 (略)</b></p> <p><b>三の三 (略)</b></p> <p><b>三の四 (略)</b></p> <p><b>四～七 (略)</b></p>

## ハウス内の農地をコンクリート張りした場合における取扱い

### 【農業振興地域の整備に関する法律】

新	旧
<p>(農用地区域内における開発行為の制限) 第15条の2 6 都道府県知事等は、第1項の許可をしようとするとき(当該許可に係る開発行為が30アールを超える農地法第2条第1項に規定する農地(同法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。第17条において同じ。))が含まれる土地に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第43条第1項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。 ただし、同法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りではない。</p> <p>7~10 (略)</p>	<p>(農用地区域内における開発行為の制限) 第15条の2 6 都道府県知事等は、第1項の許可をしようとするとき(当該許可に係る開発行為が30アールを超える農地法第2条第1項に規定する農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第43条第1項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。 ただし、同法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りではない。</p> <p>7~10 (略)</p>

### 【農作物栽培高度化施設の考え方】

#### 農作物栽培高度化施設

農作物の栽培の用に供する施設であって、農作物の効率化又は高度化を図るためのもののうち周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして、農林水産省令(農地法施行令)で定めるものをいう。

農林水産省令(農地法施行令)では、

- ① 専ら農業の用に供するものであること。
- ② 周辺農地への日照の影響の観点から高さの制限を設けること等周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものであること  
などを定める予定とのこと。

## 平成31年度（2019年度）一般社団法人北海道農業会議常設審議委員会 開催日程の方針（案）

平成30年8月22日  
第8回常設審議委員会

- 1 開催月について  
1月を除き、毎月1回（年間11回）開催する。
- 2 開催日について  
原則として25日を開催日とする。  
ただし、25日が祝日・土曜日・日曜日（以下、休業日という）の場合、その直前の平日に開催する。  
また、25日が平日であってもその前日（24日）とその翌日（26日）が共に休業日の場合は、その直前の平日に開催する。  
なお、他の行事日程との関係等で、以下の月は25日以外の日で開催する。
  - ① 5月（第2回）：国会議員要請集会への要請事項決定のため
  - ② 6月（第3回）：総会と連動した日程とするため
  - ③ 11月（第8回）：会長代表者集会と連動した要請事項決定のため
  - ④ 12月（第9回）：諮問・意見聴取した団体における関係事務処理期間確保のため
  - ⑤ 2月（第10回）：第9回開催日との間隔を短くするため
  - ⑥ 3月（第11回）：総会と連動した日程とするため
- 3 その他  
平成31年度（2019年度）第8回（11月）については、全国農業会議所による会長代表者集会開催日の決定を待って、開催日を決定する。
- 4 平成31年度（2019年度）一般社団法人北海道農業会議常設審議委員会開催日程の方針（案）  
次葉（裏面）参照。

平成31年度（2019年度）  
 一般社団法人北海道農業会議 常設審議委員会  
 開催日程の方針（案）

回次	開催月日	備考
第1回	平成31年 4月25日（木曜日）	
第2回	2019年 5月17日（金曜日）	全国会長大会：27日
第3回	2019年 6月21日（金曜日）	通常総会：20日
第4回	2019年 7月25日（木曜日）	
第5回	2019年 8月23日（金曜日）	25日（日）
第6回	2019年 9月25日（水曜日）	
第7回	2019年10月25日（金曜日）	
第8回	2019年11月21日（木曜日）	会長代表者集会の開催日を28日と想定
第9回	2019年12月20日（金曜日）	
第10回	2020年 2月20日（木曜日）	
第11回	2020年 3月20日（金曜日）	通常総会の開催日を19日と想定

平成30年度 地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会  
開催日程（予定）について

平成30年08月23日  
第5回常設審議委員会

月	日	研修会開催地区	その他行事 (8月23日時点)
11月	12日(月)	宗谷	
	13日(火)		
	14日(水)		
	15日(木)	渡島	
	16日(金)	空知	
	19日(月)	石狩 上川 根室	
	20日(火)	留萌 オホーツク 十勝	
	21日(水)	胆振 日高	
	22日(木)		第8回常設審議委員会
	23日(金)	(祝日)	
	26日(月)	後志	
	27日(火)		
	28日(水)	釧路	
	29日(木)		農業委員会会長代表者集会(東京都)
	30日(金)		農業者年金加入推進セミナー(東京都)
12月	19日(水)	檜山	
	20日(木)		第9回常設審議委員会